

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府子ども・子育て本部）

制 度 名	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び恒久化		
税 目	贈与税		
要 望 の 内 容	<p>子・孫・甥・姪の結婚・妊娠・出産・育児を支援し、少子化問題に対応するために、以下の非課税措置の対象の拡充と恒久化を要望する。</p> <p>○本措置の対象を、おじ・おばから甥・姪に対する贈与まで拡充し、信託の機能を活用し、結婚・妊娠・出産・育児に係る払出しを行う信託スキームを使って、子・孫・甥・姪へ贈与を行った場合について、贈与税の課税対象としないこととする。</p> <p>○平成 31 年 3 月 31 日までとなっている適用期限を恒久化する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		0 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

わが国の人口は平成17年以来減少傾向にあるが、大きな要因として少子化が挙げられている。少子化の背景については結婚・妊娠・出産・育児等、様々な場面において要因が考えられるが、各種調査結果によれば、結婚や出産に踏み切れない主要な要因として経済的理由や、適当な相手にめぐり合わないという点が挙げられている。

一方で、わが国では個人金融資産の約6割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待される。

(2) 施策の必要性

「結婚」「妊娠」「出産」「育児」の障害の一つである「経済的要因」を取り除くことに活用することで「少子化対策」に資するほか、高齢者の資産の若年層への移転を促進する税制上の枠組みを設けることは、資産の世代間移転による経済活性化にも非常に有効であるものと考えられる。

<参考>

「所得税法等の一部を改正する法律」附則（平成25年3月）

贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月 少子化社会対策会議）

『少子化危機突破のための緊急対策』として、①「子育て支援」と②「働き方改革」をより一層強化するとともに、③「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進する。

若者の経済面における安定の確保に向け、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続き取り組むとともに、新婚世帯に対する経済面などの支援措置を検討する。

結婚、子育てができる社会を構築するための多様な取り組みに対して、安心こども基金等の活用も含めた財政的な支援について検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（平成26年6月24日閣議決定）

人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制など、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。

平成27年度予算要求・税制改正要望に向けた緊急提言（平成26年8月26日 少子化危機突破タスクフォース予算・税制検討チーム）

5. 結婚・子育てで支え合いを促進するための税制等

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進するとともに、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、高齢者世代が若い世代を支える、信託の機能を活用した新たな贈与税の非課税措置を設けること。

「少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～」
 (平成 27 年 3 月 20 日閣議決定)

(1) IV きめ細かな少子化対策の推進結婚、妊娠・出産、子育てへの各段階に応じ、一人一人を支援する。

(子育て)

子育てへの不安が大きいことが、少子化の要因の一つであり、様々な不安や負担を和らげ、多胎児世帯も含め全ての子育て家庭が、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備することが重要である。また、社会・経済の構造的な変化を踏まえた税制上の配慮の見直しに当たっても、子育てやこれから家族を形成しようとする若い世代への配慮について重点的に検討を行う必要がある。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について」 (平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(イ) 若い世代の経済的安定

独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子供数も2人程度である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子供数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されている。

(ウ) 出産・子育て支援

長期的な視点にたって少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。(略)
 加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に関する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

今回の要望に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策体系】少子化対策 【施策目的】結婚・妊娠・出産・育児支援
		政策の達成目標	若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	少子化対策については、現在でも様々な取組を行っているものの、「合計特殊出生率」は1.26(2005年)から1.43(2017年概数)まで上昇したが、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから(※)、経済的要因

			<p>等の阻害要因を取り除くための措置が必要。</p> <p>(※) ○平成 27 年 3 月 (平成 26 年度) 内閣府「結婚・家族形成に関する調査報告書」 ・将来結婚したいと思う未婚者が結婚生活を送っていく上で不安に思っていることをみると、「経済的に十分な生活ができるかどうか」が男性で 57.2%と最も高い。 ・現在結婚していない理由 「結婚後の生活資金が足りないと思うから」 ⇒「恋人あり」男性の約 31.2%が回答</p> <p>○平成 25 年 3 月 (平成 24 年度) 内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」 ・「将来子どもを(さらに)持つと考えた時、または自分の子どもが子どもを(さらに)持つと考えた時にどんな不安があるか」と質問したところ、「経済的負担の増加」(70.9%)が最も高い。</p> <p>○平成 27 年度調査「少子化社会に関する国際意識調査報告書」 ・独身の理由を 1 番目から 3 番目までを質問し、集計したところ、日本では、「経済的に余裕がないから」が 33.7%と、「適当な相手にまだ巡り合わないから」(53.5%)に次いで 2 番目に高い。 ・結婚生活について不安を感じることを聞いたところ(複数回答)、日本では、「結婚生活にかかるお金」の割合が 37.3%と最も高い。</p>
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>H22 年国勢調査結果によると、40 歳以上の既婚者(有配偶)は 5,022 万人、うち子どもを持つ人は 4,419 万人(※1)。ニーズ調査によれば、未婚の子や孫を持ち本制度の利用可能性があるのは 177 万人(※2)。</p> <p>なお、H27 年国勢調査結果によれば、40 歳以上の既婚者(有配偶)は 5,112 万人であり、前回の調査よりも増加している。</p> <p>また、本税制の対象をおじ・おば及び甥・姪に拡充することについては、養子縁組が我が国において馴染みが薄いため(平成 28 年度司法統計によれば年間 1,075 件)、養子縁組による本税制の利用を見込めないこと、現に学資保険ではおじ・おばを契約者とするのが可能なものも存在することから、一定のニーズが認められる。</p> <p>さらに、対象の拡充は、両親がいない者にとって本税制を利用する可能性を生み、両親がいる者にとってもより多くの贈与を受ける可能性が生じるため、本税制の達成目標に一層資することとなる。</p> <p>(※1)日経リサーチによるニーズ調査に基づき算出 (※2)未婚の子、未婚の孫を持つ、または既婚の子どもを持ち孫を持たない 40 歳以上の既婚者のなかで、本制度を利用し未婚の子・孫を「ぜひサポートしてあげたい」と回答した人数を算出</p>
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本措置の拡充・恒久化により、高齢者が保有する資産の若年層への移転が一層促進され、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるとともに、若年層による消費が促され、内需の拡大による経済活性化にも有効である。</p>
	相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>—</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげるとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【平成 27 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 3,292 人 ○委託者 3,353 人 ○受託残高 7,593,025 千円 <p>【平成 28 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 4,932 人（前年より 1,293 人増） ○委託者 5,036 人（前年より 1,683 人増） ○受託残高 9,752,789 千円（前年より 2,159,764 千円増） <p>【平成 29 年（12 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,198 人（前年より 266 人増） ○委託者 5,309 人（前年より 273 人増） ○受託残高 10,436,509 千円（前年より 683,720 千円増） <p>【平成 30 年（3 月時点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者 5,227 人（前年より 29 人増） ○委託者 5,343 人（前年より 34 人増） ○受託残高 10,515,138 千円（前年より 78,629 千円増）
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時より平成 30 年 3 月に至るまで、受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれも増加傾向にある。</p> <p>これは、金融資産の約 6 割を保有する高齢者層から、消費性の高い若年層に資産が移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者が</p>

		<p>ら若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 27 年 4 月の本措置開始時より平成 30 年 3 月に至るまで、受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれもが増加傾向にある。</p> <p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであるから、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。</p> <p>また、受益者数、委託者数、受託残高のいずれもが増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 27 年度に新設、平成 28 年度に費目の明確化。</p>